収　支　報　告　書

2023年5月25日

堺市議会議長　　的場　慎一　様

会派の名称　　日本共産党堺市議会議員団
代表者氏名　　森田　晃一 [redacted]
経理責任者氏名　　森田　晃一 [redacted]
（代表者又は経理責任者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第７条第１項の規定により、２０２３年度政務活動費について次のとおり報告します。

収　入　　（単位　円）

収入の種類	決算額	算出基礎等
１政務活動費 ２その他	1,200,000	@300,000円×4人×1ヶ月＝1,200,000円
収入合計	1,200,000	

支　出

使途項目	決算額	左のうち政務活動費充当額	備考
調査研究費	0	0	
研修費	16,000	16,000	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	28,000	28,000	
広報・広聴費	0	0	
人件費	469,421	469,421	
事務・事務所費	126,565	126,565	
支出合計	639,986	639,986	

様式第１４号（第７条関係）

２０２３年４月　　事業実施報告書

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

主な事業・行事名	期　　日	内　容　の　説　明
（研修費）	2023・04・27	自治体問題研究所会費　４名分　1～4月分 乾・石本・森田・藤本
（資料購入費）	2023・04・01～ 2023・04・30	新聞・図書等の購入費用
（人件費）	2023・04・01～ 2023・04・30	●乾事務所　事務員　賃金 ●石本事務所　アルバイト事務職員給与 ●議員団事務局員の給与・福利厚生費 ●議員団事務局　アルバイト
（事務・事務所費）	2023・04・01～ 2023・04・30	●議員団控え室　コピー機カウンター料・電話料金等及び事務消耗品の購入・ ●石本事務所　電話料金等・一般廃棄物処理料・光熱水費等・複合機のカウンター料・パソコンソフト利用料（Microsoft365） ●乾事務所　光熱水費・電話料金等 ●森田事務所　電話料金等１月利用分・家賃

様式第10号（第6条関係）

会計帳簿

2023年4月

会派の名称・議員氏名　日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
23年04月09日	20230409-24		11,070	△ 11,070	乾事務所　ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
23年04月10日	20230410-29		32,400	△ 43,470	石本事務所　一般廃棄物処理手数料	事務・事務所費	石本
23年04月10日		1,200,000		1,156,530	政務活動費4月		
23年04月12日	20230412-1		300	1,156,230	「月刊　生活と健康」4月号	資料購入費	
23年04月13日	20230413-2		3,000	1,153,230	議員団事務局　アルバイト	人件費	
23年04月17日	20230417-21		11,550	1,141,680	議員控室　コピー機カウンター料　口座振替	事務・事務所費	
23年04月17日	20230417-41		8,719	1,132,961	森田事務所　電話料金等（3月分）	事務・事務所費	森田
23年04月18日	20230418-25		4,307	1,128,654	乾事務所　電話料金等	事務・事務所費	乾
23年04月18日	20230418-30		2,690	1,125,964	石本事務所　電気料金	事務・事務所費	石本
23年04月20日	20230420-3		341,400	784,564	議員団事務局 [redacted] 4月給与	人件費	
23年04月20日	20230420-5		680	783,884	「民青新聞」	資料購入費	
23年04月20日	20230420-22		1,650	782,234	議員控室　パソコン　インターネットプロバイダー　口座振替	事務・事務所費	
23年04月20日	20230420-32		680	781,554	石本　民主青年新聞	資料購入費	石本
23年04月20日	20230420-42		680	780,874	森田　民青新聞	資料購入費	森田
23年04月21日	20230421-33		4,018	776,856	石本事務所　電話料金等	事務・事務所費	石本
23年04月21日	20230421-43		4,400	772,456	森田　「自治と分権」（91号～94号）	資料購入費	森田
23年04月24日	20230424-7		4,300	768,156	毎日新聞	資料購入費	
23年04月24日	20230424-9		4,400	763,756	読売新聞	資料購入費	
23年04月25日	20230425-26		20,000	743,756	乾事務所 [redacted] 事務員賃金	人件費	乾
23年04月25日	20230425-27		20,000	723,756	乾事務所 [redacted] 事務員賃金	人件費	乾
23年04月25日	20230425-34		6,325	717,431	石本事務所　デジタルカラー複合機　リース料（23回目）	事務・事務所費	石本
23年04月25日	20230425-35		30,000	687,431	石本事務所　アルバイト	人件費	石本
23年04月25日	20230425-36		767	686,664	石本事務所　ガス料金・警報器リース料（4月分）	事務・事務所費	石本
23年04月25日	20230425-37		2,750	683,914	石本　日本教育新聞　2023年4月	資料購入費	石本
23年04月25日	20230425-44		510	683,404	森田　「学習の友」5月号	資料購入費	森田
23年04月26日	20230426-23		2,100	681,304	議員団事務局雇用職員・福利厚生　SCKサービスセンター会費4月～6月分　口座振替	人件費	
23年04月27日	20230427-12		52,921	628,383	議員団事務局　社会保険料（事業主負担分）	人件費	
23年04月27日	20230427-14		9,300	619,083	朝日・日経新聞	資料購入費	
23年04月27日	20230427-15		16,000	603,083	自治体問題研究所　会費4名分（2023年1月～4月）	研修費	
23年04月27日	20230427-16		3,356	599,727	コピー用紙 サイズA4 1箱	事務・事務所費	
23年04月27日	20230427-38		594	599,133	石本事務所　Microsoft 365 Apps for Business（3/1～3/31利用分）	事務・事務所費	石本
23年04月27日	20230427-39		964	598,169	石本事務所　複合機カウンター料	事務・事務所費	石本
23年04月28日	20230428-40		1,590	596,579	石本事務所　水道料金	事務・事務所費	石本
23年04月28日	20230428-45		32,000	564,579	森田事務所　家賃	事務・事務所費	森田
23年04月30日	20230430-28		4,565	560,014	乾事務所　水道料金	事務・事務所費	乾
		1,200,000			当月収入合計	当月までの収入累計	1,200,000
			639,986		当月支出合計	当月までの支出累計	639,986
			560,014		期末残高		
		1,200,000	1,200,000				

備考　1「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）
2「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

参考様式第１号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名　**日本共産党堺市議会議員団**

ふりがな	[redacted]	
被雇用者の 氏　名	[redacted]	
生年月日	[redacted]	
住　所	〒[redacted] 大阪府堺市[redacted]	
雇用期間 （雇用開始日）	2003 年　6　月　1　日　～　　年　　月　　日	
雇用形態	☑直接雇用　　☐その他（派遣等　　）	
勤務時間数	37.5 時間　/　週　（1 日　　7.5 時間×　5 日　/　週）	
賃金額	☑月額　☐日額　☐時給	341,400　円（夏・冬一時金有り）
業務内容	☑政務活動　☐政党活動　☐後援会活動　☐(　　)活動	
按分	100％	☐勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)　　時間 （週勤務時間数）　　時間 ☐職務内容をもとに算定　※下記参照
議員との関係	☐生計を一にしない親族　☑第三者　☐その他（　　） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備　考	※2023 年 4 月給与改定	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	１／２
政務活動＋後援会活動＋政党活動	１／３

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

被雇用者氏名 [redacted] 殿

雇用主 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3-1
堺市役所内
名 称 日本共産党堺市議会議員団事務局
代表者 石本 京子 [redacted]

雇用条件は次のとおりとします。

契約期間	①期間の定めなし（平成 15年 6月 1日 雇入れ） 2 期間の定めあり：平成 年 月 日～平成 年 月 日
雇用形態	正社員・パートタイマー・嘱託・その他（ ）
就業の場所	日本共産党堺市議会議員団控え室
従事する業務の内容	日本共産党堺市議会議員団の政務活動に係わる補助事務
始業・終業の時刻及び休憩時間	1 始業・終業の時刻 ：（始業）午前9時00分～（終業）午後5時30分 2 休憩時間 ： 60分 3 1週間の所定労働時間 ： 37時間30分
所定外労働の有無	1 所定時間外労働の有無 ： 有 ・ 無 2 休日労働の有無 ： 有 ・ 無
休日	1 定例日 ：毎週 土・日 曜日、国民の祝日、その他（12月29日から1月3日）
休暇	1 年次有給休暇 20日 2 その他の休暇 ①有給の休暇（弔慶休暇その他特別にこれを事業者が認めた場合）、 ②無給の休暇（育児介護休業 ）
賃金	1 基本賃金：日本共産党大阪府委員会の規程に準ずる 2 諸手当： イ 通勤手当（3,000円／月） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超 ： %、 所定超 ： %、 ロ 休日 法定休日 ： %、 法定外休日 ： %、 ハ 深夜 ： % 4 賃金締切日：毎月 15日、賃金支払日：毎月 20日 5 支払方法 ：現金支給 6 賃金支払時の控除 （所得税・住民税・社会保険料・雇用保険料・赤旗大阪互助会会費等） 7 賞与 ：有 ・無〔年2回 日本共産党大阪府委員会の規程に準ずる〕
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続 ：退職する 15日以上前に届け出ること 2 解雇の事由及び手続 ：日本共産党大阪府委員会の規程に準ずる
社会保険等の加入	・社会保険の加入 ：有 ・ 無 ・雇用保険の適用 ：有 ・ 無
備考	・福利厚生として、公益財団法人 堺市勤労者福祉サービスセンターの会費を雇用主が負担する。

上記について承諾しました。

令和 元 年 5 月 8 日

被雇用者 住所 大阪府堺市 [redacted]

氏名 [redacted]

2023 年　3　月　　後半

氏名	[redacted]

出勤日数(換算)		有休取得日数	
11		0	

日	曜日	区分		就業時刻					合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝	
		午前	午後				残業	深夜	
16	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
17	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
18	土								
19	日								
20	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
21	火	祝休日	祝休日						
22	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
23	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
24	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
25	土								
26	日								
27	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
29	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
30	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
31	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

20230420-3

2023 年　4　月　　前半

氏名	[redacted]

出勤日数(換算)		有休取得日数	
10		0	

日	曜日	区分		就業時刻					合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻	就業時間	早出 残業	早朝 深夜	
1	土								
2	日								
3	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
4	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	土								
9	日								
10	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
11	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
13	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
14	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
15	土								

20230420-3

参考様式第１号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名　**日本共産党堺市議会議員団**

ふりがな	[redacted]	
被雇用者の 氏　名	[redacted]	
生年月日	[redacted]	
住　所	〒[redacted] 大阪府堺市[redacted]	
雇用期間 （雇用開始日）	2021年　5　月　16　日　～　2023　年　4　月　30　日	
雇用形態	☑直接雇用　　□その他（派遣等　　）	
勤務時間数	2時間～3時間　/　月	
賃金額	□月額　□日額　☑時給	1,500　円
業務内容	☑政務活動　□政党活動　□後援会活動　□(　　)活動	
按分	100％	□勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)　　時間 （週勤務時間数）　　時間
		□職務内容をもとに算定　※下記参照
議員との関係	□生計を一にしない親族　☑第三者　□その他（　　） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備　考		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1／2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1／3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

日本共産党堺市議会議員団事務局　代表者　石本　京子（以下、「雇用主」という。）と、[redacted]（以下、「被雇用者」という。）とは、次の通り労働契約を締結した。

第１条（就業場所と業務内容）
被雇用者の就業場所と業務内容は、次の通りとする。
①就業場所：大阪府堺市堺区南瓦町 3-1　堺市役所内　日本共産党堺市議会議員団控え室
②業務内容：日本共産党堺市議会議員団の政務活動に係わる補助事務

第２条（就業時間等）
被雇用者の就業時間、勤務日等については、次の通りとする。ただし、業務上やむを得ない場合には、時間外及び休日勤務をさせることがある。
① 始業時間：午前 10 時 00 分
② 終業時間：午後 0 時 00 分
③ 勤務日　：雇用主の指定する日

第３条（賃金）
雇用主が被雇用者に対し支払う賃金は、次の通りとする。
① 拘束時間当たりの時間給　：１，５００円
② 支払方法：終業後当日分を現金にて支払う。

第４条（雇用期間）
雇用期間は２０２１年５月１６日から２０２３年４月３０日までとする。
雇用期間の継続はこれを妨げない。

以上本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、雇用主及び被雇用者双方記名捺印のうえ各１通を保有する。

2021年　6月15日

雇用主：所在地　大阪府堺市堺区南瓦町 3-1　堺市役所内
名　称　日本共産党堺市議会議員団事務局
代表者　石本　京子　[redacted]

被雇用者：
住所　堺市[redacted]
氏名　[redacted]　[redacted]

2023 年度　　出 勤 簿

氏名	[redacted]

月	出勤日	就業時刻			確認印
		開始時刻	終了時刻	就業時間	
2023年04月	04月13日(木)	10:00	12:00	2:00	[redacted]

20230413-2

参考様式第１号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名　石本 京子

ふりがな	[redacted]
被雇用者の氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]
住所	〒[redacted] 堺市[redacted]
雇用期間（雇用開始日）	2019 年 5月 1日 ～ 2023 年 4月 30日
雇用形態	☑直接雇用　☐その他（派遣等　　）
勤務時間数	4 時間 / 週　（1日 2 時間×　2 日 / 週）
賃金額	☑月額　☐日額　☐時給　30,000 円
業務内容	☑政務活動　☐政党活動　☐後援会活動　☐（　　）活動
按分	％ ☐勤務実態をもとに算定 （週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間）　　時間 （週勤務時間数）　　時間 ☐職務内容をもとに算定　※下記参照
議員との関係	☐生計を一にしない親族　☑第三者　☐その他（　　） （例外）☐生計を一にする親族 （続柄：　　雇用理由：　　）
備考	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1／2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1／3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

参考様式第２号

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生　年　月　日
氏　　名	[redacted]	[redacted]
現 住 所	堺市[redacted]	TEL [redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	２０２０　年５　月　１　日から２０２３　年４　月３０　日まで
就業場所	市議会議員 石本京子事務所（堺市北区百舌鳥赤畑町５丁３８６－１）
仕事内容	市民相談、電話、調査、連絡、資料整理等
就業時間 （休憩時間）	午前・午後　２時　０　分から　午前・午後　４　時　０　分まで （　な　し　）
休　　日	日・月・水・金・土曜日（週２日勤務）
給与（賃金）	月額３０，０００円
給与支払	毎月２０日締め切り、２５日支払い（２５日が休日の時、２５日の最近日）
給与振込先	なし（手わたし）

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

２０２０年　５　月　１　日

雇用者　石本　　京子　[redacted]

被雇用者　[redacted]　[redacted]

参考様式第５号

出　勤　簿（2023年　4　月）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備　考
				基　本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	:	:	:	:	
4日	火	14:00	16:00	2:00	:	
5日	水	:	:	:	:	
6日	木	14:00	16:00	2:00	:	
7日	金	:	:	:	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	:	:	:	:	
11日	火	14:00	16:00	2:00	:	
12日	水	:	:	:	:	
13日	木	14:00	16:00	2:00	:	
14日	金	:	:	:	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	:	:	:	:	
18日	火	14:00	16:00	2:00	:	
19日	水	:	:	:	:	
20日	木	14:00	16:00	2:00	:	
21日	金	:	:	:	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	:	:	:	:	
25日	火	14:00	16:00	2:00	:	
26日	水	:	:	:	:	
27日	木	14:00	16:00	2:00	:	
28日	金	:	:	:	:	
29日	土	:	:	:	:	
30日	日	:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
			合計	16:00	:	
			出勤日数	8 日		

確認印 [redacted]

20230425-35

参考様式第１号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名　新　恵美子

ふりがな	[redacted]
被雇用者の氏　名	[redacted]
生年月日	[redacted]
住　所	〒[redacted] 堺市[redacted]
雇用期間（雇用開始日）	2021 年 4月 1日 ～ 2023 年 4月 30日
雇用形態	☑直接雇用　□その他（派遣等　　）
勤務時間数	4 時間 / 週（1日 2 時間× 2 日 / 週）
賃金額	☑月額　□日額　□時給　20000 円
業務内容	☑政務活動　□政党活動　□後援会活動　□（　　）活動
按分	% □勤務実態をもとに算定 （週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間）　時間 （週勤務時間数）　時間 □職務内容をもとに算定　※下記参照
議員との関係	□生計を一にしない親族　☑第三者　□その他（　　） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。
備　考	2022.10月から変更

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。
※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1／2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1／3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

参考様式第２号

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏　名	[redacted]	[redacted]
現住所	[redacted]	TEL
	堺市[redacted]	[redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	年　月　日から　年　月　日まで 2021　4　1　2023　4　30
就業場所	市会議員 いがい恵美子事務所　堺市東区北野田427
仕事内容	市民相談対応、電話対応　事務所備品管理等
就業時間 （休憩時間）	午前・午後　時　分から　午前・午後　時　分まで （火 11:00～13:00　木 10:00～12:00　） ※2022.10月から変更
休　日	
給与（賃金）	月額 20000円
給与支払	毎月20日〆　25日支払い
給与振込先	手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

2022年10月1日

雇用者　[redacted]

被雇用者　[redacted]

参考様式第５号

出　勤　簿（2023年　4　月）

氏名 [redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備　考
				基　本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	:	:	:	:	
4日	㊋	11:00	13:00	2:00	:	
5日	水	:	:	:	:	
6日	㊍	10:00	12:00	2:00	:	
7日	金	:	:	:	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	:	:	:	:	
11日	㊋	11:00	13:00	2:00	:	
12日	水	:	:	:	:	
13日	㊍	10:00	12:00	2:00	:	
14日	金	:	:	:	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	:	:	:	:	
18日	㊋	11:00	13:00	2:00	:	
19日	水	:	:	:	:	
20日	㊍	10:00	12:00	2:00	:	
21日	金	:	:	:	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	:	:	:	:	
25日	㊋	11:00	13:00	2:00	:	
26日	水	:	:	:	:	
27日	㊍	10:00	12:00	2:00	:	
28日	金	:	:	:	:	
29日	土	:	:	:	:	
30日	日	:	:	:	:	
31日	／	:	:	:	:	
			合計	16:00	:	
			出勤日数	8 日		

確認印 [redacted]

20230425-26

参考様式第１号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名　耽　恵美子

ふりがな	[redacted]	
被雇用者の氏　名	[redacted]	
生年月日	[redacted]	
住　所	〒[redacted] 堺市[redacted]	
雇用期間（雇用開始日）	2021 年 4 月 1 日 ～ 2023 年 4 月 30 日	
雇用形態	☑直接雇用　□その他（派遣等　　）	
勤務時間数	4 時間 / 週　（1 日　2 時間×　2 日 / 週）	
賃金額	☑月額　□日額　□時給	20,000 円
業務内容	☑政務活動　□政党活動　□後援会活動　□(　　)活動	
按分	%　□勤務実態をもとに算定 （週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間）　　時間 （週勤務時間数）　　時間 □職務内容をもとに算定　※下記参照	
議員との関係	□生計を一にしない親族　□第三者　□その他（　　） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備　考	2022、10月から変更	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。
※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1／2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1／3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

参考様式第２号

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏　名		[redacted]
現住所	堺市[redacted]	TEL [redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	2021 年 4 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日まで
就業場所	市会議員 いのい恵美子 事務所　堺市東区北野田427
仕事内容	市民相談対応、電話対応、事務用備品管理等
就業時間（休憩時間）	午前・午後　時　分から　午前・午後　時　分まで （水曜日 14:00－16:00　土曜日 13:00－15:00 ） ※2022.10月から変更
休　日	
給与（賃金）	月額 20000円
給与支払	毎月20日　25日支払い
給与振込先	手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

2022 年 10 月 1 日

雇用者　[redacted]

被雇用者　[redacted]

参考様式第５号

出　勤　簿（2023年　4　月）

氏名　[redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備　考
				基　本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	:	:	:	:	
4日	火	:	:	:	:	
5日	(水)	14 :00	16 :00	2 : 00	:	
6日	木	:	:	:	:	
7日	金	:	:	:	:	
8日	(土)	13 :00	15 :00	2 :00	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	:	:	:	:	
11日	火	:	:	:	:	
12日	(水)	14 :00	16 :00	2 :00	:	
13日	木	:	:	:	:	
14日	金	:	:	:	:	
15日	(土)	13 :00	15 :00	2 :00	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	:	:	:	:	
18日	火	:	:	:	:	
19日	(水)	14 :00	16 :00	2 :00	:	
20日	木	:	:	:	:	
21日	金	:	:	:	:	
22日	(土)	13 :00	15 :00	2 :00	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	:	:	:	:	
25日	火	:	:	:	:	
26日	(水)	14 : 00	16 : 00	2 :00	:	
27日	木	:	:	:	:	
28日	金	:	:	:	:	
29日	(土)	13 :00	15 :00	2 :00	:	
30日	日	:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
			合計	16 :00	:	
			出勤日数	8 日		

確認印 [redacted]

20230425-27

参考様式第３号

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名　**日本共産党堺市議会議員団**

管理責任者（議員名）	森田 晃一		
事務所名	森田 晃一市政事務所		
所在地	〒593－8325 大阪府堺市西区鳳南町5丁517-112 TEL 072（289）7997		
兼用の有無	☐自宅兼事務所　☑専用事務所（賃貸借契約先 ヨークハウジング）		
	他用途との兼用 ☑有 ⟹ ☐無	☐私的使用	
		☐後援会事務所	
		☑政党活動事務所 日本共産党 堺西区委員会	
		☐会社等（関係団体）	
延べ面積	84.98 ㎡	賃借料	月額 80,000 円 （政務活動費充当額 32,000 円）
政務活動事務所として使用する割合	40 %	（次のいずれかの説明方法を選択）※備考欄に記載 ☐使用面積による　使用面積　㎡／延べ面積（㎡） ☐使用時間による　月　時間のうち　時間	
事務所関連経費按分比率など	維持管理経費	☑電気代・・・40％　☑水道代・・・40％ ☑ガス代・・・40％　☑固定電話代・・・100％ ☐その他（コピー機リース代 トナー代）・・・40％	
	駐車場賃借料	％	月額　円 （政務活動費充当額　円）
		【所在地】	
所有区分	☐生計を一にしない親族　☑第三者　☐その他（　）		
	（例外）☐生計を一にする親族 （続柄：　雇用理由：　）		
備考	政務活動事務所として使用する割合は、37.31㎡/84.98㎡=43%となりますが、按分割合は40%を適用。 固定電話代は森田晃一市政事務所専用に契約しているため100%。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書

この契約書では選択肢の該当項目を□内の×印で示しています。

1. 建物の表示

物件の名称		[redacted]店舗	□ 号棟 号室・☒一戸建	
住居表示		堺市西区鳳南町5丁517番112号		
登記簿上の表示	所在地		家屋番号	
	種類	☒居宅・□共同住宅・□店舗・□事務所・□倉庫・□車庫・□寄宿舎・□工場 □( )		
	構造	☒木造・□軽量鉄骨造・□鉄骨造・□鉄筋コンクリート造・□鉄骨鉄筋コンクリート造 □( )		
		☒瓦葺・□スレート葺・□亜鉛メッキ鋼板葺 □陸屋根・□( )	地上2階建、地下 階建	
	床面積	1階 47.67㎡	2階 37.31㎡	合計（延床面積） 84.98㎡
		階 ㎡	階 ㎡	
	付属施設	□無・□車庫・□物置・☒(増築あり)		

2. 契約内容

使用目的	□居住用に限る・□社宅に限る ☒事業用に限る(業種/西区の日本共産党の事務所)・□( )				
入居人員	□別添の入居申込書に記載の人員 名に限る・☒入居者一代限りの特約(□有・☒無)				
引き渡し日	☒契約始期に同じ・☒平成24年6月1日				
契約期間	始期	平成27年8月1日	2年 ヶ月間	更新	☒可(2年間)
	終期	平成29年7月31日		更新料	□有(円) ☒無
解約時の敷金等の返還期限	☒第6条4項の確認後30日以内・□平成 年 月 日				

3. 賃料・管理費及び敷金などに関する事項

項目	金額	内、消費税	項目	金額	内、消費税
賃料/月額	80,000円	円	敷引（解約引）	[redacted]円	円
管理費/月額	円	円			
敷金	円	円	駐車場/月額	円	円
礼金	円	円		円	円
権利金	円	円		円	円
保証金	[redacted]円	円		円	円

4. 賃料・管理費等の支払い方法

☒ 口座振込

借主は、毎月末日までに(□当月分・☒翌月分)を次の金融機関に振込み、貸主又は貸主の指定する者に支払うものとします。この場合、貸主又は貸主の指定する者から、借主宛領収書の発行は不要とし、この振込に要する費用は(□貸主・☒借主)の負担とします。

振込口座				
銀行名	三井住友銀行	鳳支店	種類	☒普通・□当座 □
名義人	フリガナ カブシキカイシャ ヨーク タガワ 株式会社 ヨーク 田川		口座番号	[redacted]

□ 借主持参払い

借主は、毎月 日までに(□当月分・□翌月分)を、貸主又は貸主の指定する者に直接持参して支払うものとします。

5. 賃料・管理費等の清算方法

☒ 契約期間の始期に属する月の賃貸借日数が1ヶ月未満の場合、その月の賃料等は日割計算とします。一方終期に属する月は月割計算とし、賃料等の清算は行わないものとします。

□ 契約期間の始期に属する月の賃貸借日数が1ヶ月未満の場合、その月の賃料等は日割計算とします。又終期に属する月も日割計算とし、賃料等の清算を行うものとします。

備考

本物件の管理人は㈱ヨーク(電話072－273－0111)とします。

Copyright (C) All Japan Real Estate Federation - Kinki Distribution Center, All rights reserved.
当本書類は、社団法人全日本不動産協会(全日本不動産流通機構センター)が、同協会会員への営業支援を目的に配布するものであり、その他の目的のための全ての複製使用を禁止します。

[特　約]

①賃貸物件内の空調設備・照明器具について、貸主は性能保証をしません。修理等の費用は借主の負担とします。
②本契約は[redacted]より森田　晃一へ名義変更によるものであり、保証金については乙はこれを引き継ぐものとします。
③鍵等預り証については前契約書を引き継ぐものとします。

貸主[redacted]（以下「甲」という）と借主森田　晃一（以下「乙」という）は表記1記載の建物（以下「本物件」という）の賃貸借に関し、次の通り契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その一通を保有する。

平成 27年 7月 26日

貸　主（甲）

住　所 寝屋川市[redacted]

氏　名 [redacted]

借　主（乙）

住　所 堺市[redacted]

氏　名 森田 晃一 [redacted]

緊急連絡先

住　所 堺市[redacted]

氏　名 [redacted]

電話番号 [redacted]

媒介業者

免許番号	大阪府知事（7）第29726号
事務所所在地	堺市西区鳳東町2丁212番地
商号（名称）	ヨークハウジング
代表者氏名	田川　憲三 [redacted]
電話番号	072－273－0111
主任者登録番号	（大阪）第[redacted]号
取引主任者氏名	[redacted] [redacted]

媒介業者

免許番号	
事務所所在地	
商号（名称）	
代表者氏名	印
電話番号	
主任者登録番号	
取引主任者氏名	印

Copyright (C) All Japan Real Estate Federation・Kinki Distribution Center, All rights reserved.
当本書類は、社団法人全日本不動産協会（全日本不動産流通センター）が、同協会会員への営業支援を目的に配布するものであり、その他の目的のための全ての無断使用を禁止します。

★お客様がお申込みになる会社名

シャープリース契約書

（裏面契約約款を承認の上、この契約を締結します。）

No1125(19.12改)

③ 正 契 約 書（SFC用）

貸主(乙)：シャープファイナンス㈱
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13
【リースについてのお問合せ窓口】事務センター TEL.0570-003338

捺印　捺印
当欄にも捺印をお願いします

申込種別：1.新規 2.機種変更 3.増設
機種変更の場合、旧契約番号：

申込年月日：2021年5月10日
契約年月日：2021年6月15日

借主(甲)

所在地・社名・代表者名

住所 フリガナ サカイシ モズ アカハタチョウ
〒591-8037
堺市北区百舌鳥赤畑町5丁3867
社名 フリガナ ニホンキョウサンショウガイモガイキンインモトキョウコ
日本共産党堺市議会議員
石本京子事務所
役職名 代表者名 フリガナ イシモトキョウコ
石本京子

TEL 072-247-8963
FAX
E-mail
担当窓口 部署名 担当者名 石本京子

区分：9.法人 8.公的機関 個人事業主（1男・2女）
設立：明・大・昭・平・令 2017年5月
業種：市議事務所
資本金：百万円 年商：百万円 従業員：人

個人事業主の場合追記

代表者
ご自宅住所 〒 フリガナ 堺市
生年月日
居住
TEL
携帯電話
配偶者

連帯保証人

お名前 フリガナ
ご住所 〒 ☎ 携帯電話
お勤め先 名称・所属・役職
ご自営
所在地 〒 ☎

性別	生年月日	お申込者との関係	ご家族	お住い	居住年数	勤続	年収
1男・2女・9法人	昭・平・令 年 月 日		配偶者 1.有 0.無 子供（ 人	01.自己所有 02.家族所有 03.社宅・官舎 04.借家 05.賃貸マンション 06.公団・公営 09.アパート	年	年	万円

お支払口座

ゆうちょ銀行以外の金融機関 コード
銀行・信用金庫 信用組合・農協 本店 支店

ゆうちょ銀行
預金種別	口座番号	通帳記号	通帳番号（右ツメ記入）
1.普通（総合口座） 2.当座		1	0

振替コード	種別コード	払込先加入者名
166	34	シャープファイナンス株式会社

払込先口座番号

口座名義人
名義人（金融機関お届け名義通りにご記入ください。）
名義人 フリガナ メイギニン
役職名※ ヤクショクメイ
代表者名※ ダイヒョウシャメイ

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。

4枚目に金融機関お届け印を押印してください。

	商品名	メーカー名	機種名	台数
1	複合機	京セラ	TaskAlfa 2471ci	1
2				
3				
4				
5				
6				

リース物件

物件設置場所：（貸借人住所地と異なる場合）設置先名称・郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

リース期間	リース開始日から	60ヶ月
リース開始予定日	20年 月 日	
リース開始日	2021年6月15日	

月額リース料

リース料	71,500円
消費税等	7,150円
合計	78,650円

※小数点第一位を切り捨てした整数が消費税等となります。

リース料支払月

第1回目	2021年8月
第2回目	2021年8月
最終回	2026年6月

支払日：毎月3（ ）日　支払方法：口座振替・銀行振込
支払口座：「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」にて指定の口座

再リース料（年額）：月額リース料に2を乗した額と同額　※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が付加されます。（リース満了日の翌日から再リース開始となります）。

月額保守料

保守料	円
消費税等	円
合計	円

代理受領期間：第1回目 20年 月 ～ 最終回 20年 月
保守料総額（税込）： 円

特約条項：

保守会社（保守についてのお問合せ先）：

取扱店（商品についてのお問合せ先）：（株）阪南ビジネスマシン
No.
担当者

SFC使用欄

K G（税込）		支払	
相殺		予定日	締日 払
		保守総額（税込）	

23

リース契約約款

借主（以下「乙」という）と貸主（以下「甲」という）は、以下の通り賃貸借契約（以下「本契約」という）を締結する。

（連帯保証人）
第1条 乙は、本契約が成立したときは、連帯保証人を2名以内で定め、乙と連署の上、甲に差し入れるものとする。

（リース契約の目的）
第2条 乙は、契約書（別添書面を含む。以下同じ）に記載された甲が指定する取扱店（以下「取扱店」という。）から、契約書に記載された甲が指定するリース物件（ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「物件」という。）を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。

（中途解約の禁止）
第3条 この契約は、この契約に定める場合を除き解約することはできません。

（物件の引渡し）
第4条 1. 物件は、取扱店から契約書記載の物件設置場所（以下「物件設置場所」という。）に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡のときまで善良な管理者の注意をもって、甲の負担で取扱店のために物件を保管します。
2. 甲は、搬入された物件について直ちに甲の負担で検収を行い、物件の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他その物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という。）がこの契約の内容に適合していることを確認したとき、借受けを証明したリース物件受領書（以下「物件受領書」という。）を乙に発行するものとし、乙が物件受領書を受け取ったときに、この借受口をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
3. 前項に基づく検収の結果、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない（以下「物件の品質等の不適合」という。）ときは、甲は、直ちにこれを乙に催告で通知し、取扱店との間でこれを解決した後、前項に従い、物件受領書を乙に発行するものとします。
4. 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、取扱店から請求があったときは、甲は、その請求の当否について取扱店との間で解決します。

（物件の使用・保管）
第5条 1. 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから物件設置場所において物件を使用できます。
2. 甲は、善良な管理者の注意をもって、物件を非常の際は緊急のために通常の用法に従って使用及び保管するとともに、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備をおこなうものとします。また、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず、甲が修繕するものとします。
3. 甲は、前項のために必要となる一切の費用を負担し、乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとします。

（リース期間）
第6条 リース期間は契約書記載のとおりとし、物件受領書の借受日より始まります。

（リース料）
第7条 1. 甲が乙に対して支払うリース料の額、支払期日、支払方法は契約書記載のとおりとします。

（前払リース料）
2. 前払リース料は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、支払われるものとします。

（消費税等）
3. 前払リース料は、最終支払分のリース料並びにこれに対応する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）額に、その支払日が到来する部戻、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。

（遅延損害金）
4. 甲が第20条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ、非違の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。

（相殺）
5. 甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。

（物件の所有権標識）
第8条 1. 乙は、乙が物件の所有者である旨の標識（以下「乙の所有者標識」という。）を物件に貼付することができるものとし、また、甲は、乙から要求があったときは、物件に乙の所有者標識を掲示します。
2. 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有者標識を損傷します。

（物件の所有権侵害の禁止等）
第9条 1. 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に供し入れたりするなどの乙の所有権を侵害する行為をしません。
2. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。
①物件を他の不動産または動産に付着させること
②物件の改造、加工、保護装置などによりその原状を変更すること。③物件を第三者に転貸すること。
④物件の占有を移転し、または物件設置場所から物件を移動すること
⑤この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること

3. 物件に付着した動産の所有権は、乙が甲の賃料により甲の所有権を取得する場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
4. 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等によりこの所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

（物件の点検等）
第10条 乙またはこの指定した者が、物件の現状、保険及び保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲は、これに応じます。

（事業状況の報告）
第11条 甲及び連帯保証人は、乙から要求があったときは、その事業の状況を説明し、各年度年度の財務諸表その他乙の指定する関係書類を乙に提出します。

（通知事項）
第12条 甲または連帯保証人は、次の各号の一つでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
1. 名称または商号を変更したとき　2. 住所を移転したとき
3. 代表者を変更したとき　4. 事業の内容に重要な変更があったとき
5. 合併、会社分割、資本金若しくは準備金の額の減少、主要株主その他の実質的支払者の変動があったとき
6. 財務または営業状況に著しい悪影響を及ぼす訴訟、仲裁、調停等の申立て若しくは開始の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき
7. 第20条第1項第2号から第4号（不渡り、差押え、法的整理）までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき

（費用負担等）
第13条 1. 甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
2. 乙は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を負担するものとし、甲はこれを乙に支払います。
3. 甲は、この契約の開始日（物件の借受日）の現金に基づいて計算した消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の指定口座に振り込むことにより支払います。
4. 甲は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を負担するものとし、甲はこれを乙に支払います。
5. 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の際を問わず、甲はこれを乙の請求に従い乙に支払います。

（第三者対抗要件）
第14条 甲は、この契約に基づく借受け、乙または乙の承継人に対する占有をもって相殺することはできません。

（保険）
第15条 1. 乙は、リース期間中（甲リース期間を除く。）物件に動産総合保険を付保します（但し、地震、甲の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については、担保されません）。
2. 物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、その保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。
3. 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。
(1)物件が修繕可能の場合には、乙は、甲が第4条第2項の規定に従って物件を修繕した場合に限り、前項第3号の規定に従って修繕のために支払った費用に充てるため、この金額を限度として保険金相当額を甲に支払います。
(2)物件が滅失（修繕不能及び盗難を含むは下同じ）した場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、第18条第2項の損害の弁済を免れます。

（物件の品質等の不適合等）
第16条 1. 天災、地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、取扱店の場合及び乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は、一切の責任を負いません。
2. 物件の品質等の不適合があった場合並びに物件の選択または決定に関して甲に損害があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。
3. 前二項の場合、甲は取扱店に対し直接請求を行い、取扱店との間で解決するものとします。また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が請求可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の取扱店に対する請求権を甲に譲渡する手続をとることにより、乙は、甲の取扱店への直接請求に協力するものとします。
4. 第2項の場合において、甲が、乙に対してリース料の全額その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は取扱店に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。但し、保証及び本項の場合、乙は、取扱店の履行能力並びに請求権の瑕疵に係る諸債務の存否を保証しません。

5. 甲は、第3項に基づいて、取扱店に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

（物件使用による損害）
第17条 (物件使用による損害)
1. 物件滅失または物件の破損、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決し、乙に何らの負担を負わせないものとします。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
2. 前項において乙が損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
3. 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、前二項の定めを準用します。

（物件の滅失・損傷）
第18条 1. 物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失若しくは損傷した場合、または当該物件を使用及び収益することができない期間（物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない）が生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができず、乙に対し、物件の修繕、代替物の引渡し、リース料の減額及び休業損害その他損害賠償の請求をすることはできません。また、その場合において、甲がこの契約に基づく甲の目的を達成することができないときであっても、甲はこの契約を解除することはできないものとします。
2. 物件の引渡前からその返還までに、物件が滅失した場合、または、物件滅失日以後のリース料の支払いにつえて、前条に従いリース料相当額から支払済リース料を控除した金額（以下「残存リース料」という）を乙に支払います。また、物件が残存しているときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に引渡します。
3. 前項の支払いが完了したときは、この契約は終了します。

（権利の移転等）
第19条 1. 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
2. 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の残存リース料に担保として第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。
3. 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より差押えしくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な弁護士をとったときは、物件維持費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求できます。

（期限の利益の喪失）
第20条 1. 甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、乙からの通知及び催告を要しないで、当然にこの契約に基づく全ての債務について期限の利益を失うものとします。
(1)この契約または、この契約以外の乙に対する金銭債務の支払いの猶予でも受けたとき
(2)小切手若しくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときその他支払いを停止したとき
(3)仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは滞税の督促処分または保全差押えを受け、または民事再生（破産、会社更生法の他債務整理・非破産再生に係る手続）開始の申し立てがあったとき
(4)甲が乙を債権者とする解散し若しくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき
(5)甲所在不明の届出を怠るなど甲の責に帰すべき事由によって、乙に甲の所在が不明となったとき
2. 甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は乙からの通知によりこの契約に基づくすべての債務について期限の利益を失うものとします。
(1)この契約の条項またはこれらの同約その他の契約条項の一つにでも違反したとき
(2)連帯保証人が死亡したとき
(3)期限について必要な保全行為をしないとき
(4)連帯保証人が前項または本項の各号の一つにでも該当した場合において乙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき
3. 甲が前2項の各号の一つにでも該当したときは、乙は、催告を要しないで通知のみでこの契約を解除できるものとし、甲は、乙の請求に従い、直ちに乙への物件返還及び残存リース料並びにその他の債務、費用を支払います。

（遅延損害金）
第21条 甲は、第6条のリース料、その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったときまたは乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金債務を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日または立替払日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払います。

（再リース）
第22条 1. リース期間終了の1ヶ月前までに、甲が乙に対して乙所定の終了通知書によりリース終了の通知をしない場合には、この契約は契約書記載の再リース料で、この契約と同一の条件にて、リース終了日の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。但し、再リース期間中は物件について損害保険契約を締結しません。
2. 前項にかかわらず、乙が再リースを承諾しない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は第23条に従い物件を乙に返還するものとします。

（物件の返還・清算）
第23条 1. この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、若しくは第20条第3項によって乙から物件の返還の請求があったときは、甲は、直ちに甲の責任と負担で、物件の引渡し完了後に生じた損傷（通常の使用及び経過によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む）を原状に回復したうえ、乙の請求に従い乙の指定する場所に返還します。なお、第9条第3項により甲の所有権が留められた動産が物件に付着しているときは、甲は、甲の責任と負担で当該動産をすべて分離撤去しなければならないものとします。また、物件にデータ（電磁的記録）が記録されているときは、甲は、甲の責任と負担で当該データを消去して物件を乙に返還するものとし、返還後に当該データが復元したとしても、乙は、一切の責任を負いません。
2. 甲が物件の返還を遅延したときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を乙の請求に従い乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
3. 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙またはこの指定する者による所在場所からの物件の引揚げについては、甲は、これを妨害したり拒んだりしません。なお、物件の引揚げに関する一切の費用は甲の負担とします。
4. 甲が物件に付着させた動産の撤去または物件の原状回復をおこなったときは、甲は、乙が支払った当該動産の取去及び物件の原状回復に要した費用を乙の請求に従い乙に支払うとともに乙が被った損害のすべてを賠償します。
5. リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ、第20条第3項の残存リース料並びにその他の債務、費用の全額が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の金額に換えて乙が指定した者に売却し、または、物件を相当の金額に評価した上で乙に譲渡することができます。この場合、甲は、乙に対し、売却または譲渡の時点における物件の時価相当額から、その評価または処分に要した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価した減価時の見込残存価額を差引いた金額を甲に返還します。本項の規定は前条の再リースには適用されません。
6. 前各号に従い物件が返還され、乙が当該物件を処分し、この契約締結時に施行されていない法令（物件の廃棄処分に適用される法律、政令、省令、条例等であって、この契約締結時に施行されている法令が改正された場合も含む。）により廃棄等の費用が生じた場合は、乙は甲に当該費用の金額または一部の負担を求めることができます。

（連帯保証人）
第24条 1. 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する次の各号に掲げる支払債務（以下「主たる債務」という。）を保証し、甲と連帯して、債務履行の責任を負います。
①リース料及び消費税等相当額
②物件滅失した場合の損害賠償金
③契約違反・期限の失効にかかるリース料の全額
④前21条に規定する遅延損害金
2. 乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をした場合は、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
3. 連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、この契約及び第22条の再リース契約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、甲側にはある乙の事前の承諾がなければ乙の権利に代位しません。
4. 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び担当債務の請求をしません。
5. 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
(1)甲は以下の情報を全てそれぞれ法人ではない連帯保証人に提供済みであること及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、乙に対して表明及び保証します。
①財産及び収支の状況
②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
(2)法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての開示を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。
6. 甲は、乙が連帯保証人に対して、甲のこれに対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

（非常の応急）
第25条 この契約に基づく甲の非常の応急措置を講ずる場合に、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

（反社会的勢力の排除）
第26条 1. 甲及び連帯保証人は、この契約（再リース契約を含む）の締結において、自ら及びその役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
(1)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
(4)暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(5)その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
(1)暴力的な要求行為。
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
(3)乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
(5)その他前各号に準ずる行為。
3. 甲及び連帯保証人または、それぞれの役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、または第2項各号のいずれかに該当する行為、または、第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができるものとします。本項に基づき乙がこの契約を解除した場合の措置については第20条第3項、第21条及び第23条が準用されるものとします。

（解約の制限）
第27条 (解約制限)
1. 契約書記載の特約条項は、この契約の他の条項に優先して適用されます。但し、特約条項欄に記載されていないものは、効力はないものとします。

（合意管轄）
第28条 甲及び連帯保証人は、この契約に関して紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、乙の本社、担当支店、担当営業所の所在地を管轄する各簡易裁判所または各簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

（通知の効力）
第29条 第20条の通知その他この契約に関し乙が甲または連帯保証人に対して発した書面であって、この契約書記載または第12条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所あてに発し届けられた書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、甲は不着または延着によって生じた損害または利益喪失の乙に対して主張することはできません。

（公正証書）
第30条 甲及び連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

（保守料代理受領の特約）
第31条 契約書の「保守料」欄に金額等の記載がある場合、下記条項が適用されます。
1. 甲は、契約書記載の保守会社との間で締結した保守契約に基づく契約書記載の保守料をリース料の支払と同時に乙に支払うものとし、乙は保守会社の委託に基づきこれを甲から受領して保守会社に支払います。
2. 乙は、甲に対して前項の保守契約の内容及びその履行については一切その責を負いません。
3. リース契約が解除された場合、乙は保守料の代理受領は行いません。
4. 甲の支払う金額が月額リース料及び月額保守料の合計額に満たない場合、乙は、甲から受領した代金を優先してリース料に充当します。
5. 消費税率が変更された場合、甲は、変更後の税率による税額を乙に支払います。

（費用等の負担）
第32条 1. この契約の締結に要する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は、甲の負担とします。
2. 甲は、リース料の支払いを怠り、乙が金融機関に甲口座振替の依頼をしたときは、口座振替手数料として据付後遅延日数（月割計算）1回につき400円＋消費税、甲及び連帯保証人に対し書面をもって支払の督促（振込用紙の送付を含む）をしたときは、督促手数料として督促回数1回につき400円＋消費税を別に乙に支払うものとします。
3. 甲及び連帯保証人は、その都合により、乙から現金のため訪問を受けたときは、訪問回数1回につき訪問手数料として1,500円＋消費税をそのつど乙に支払うものとします。

約1,1912改

591-8037
大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町５丁３８６－１

日本共産党　堺市議会議員石本京
子事務所　御中

（[redacted]　01827- 01827

（お問い合わせ窓口）
541-0052
大阪市中央区安土町２丁目３－１３
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス（株）
事務センター
0570-003338
［営業時間　９時～１７時３０分（土、日、祝日を除く）］

ご利用の内容

お支払日	毎月　3日	お支払方法	銀行振込
ご契約日	2021年 6月15日	お問い合わせ番号	[redacted]
商品名	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾗｰﾌｸｺﾞｳｷ ※２品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2021年 6月15日から 2026年 6月14日まで　（ 60ヵ月 ）		
お支払合計額	759,000 円	内消費税額	69,000 円

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示しておりません。

支店	
お取扱店	（株）阪南ビジネスマシン　本社 TEL　0722-77-0855

お支払明細

作成日　2021年　6月　16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

お支払回数	お支払年・月	お支払金額			お支払後の残高
1	21 8	25,300 円	円	円	733,700 円
2	21 9	12,650			721,050
3	21 10	12,650			708,400
4	21 11	12,650			695,750
5	21 12	12,650			683,100
6	22 1	12,650			670,450
7	22 2	12,650			657,800
8	22 3	12,650			645,150
9	22 4	12,650			632,500
10	22 5	12,650			619,850
11	22 6	12,650			607,200
12	22 7	12,650			594,550
13	22 8	12,650			581,900
14	22 9	12,650			569,250
15	22 10	12,650			556,600
16	22 11	12,650			543,950
17	22 12	12,650			531,300
18	23 1	12,650			518,650
19	23 2	12,650			506,000
20	23 3	12,650			493,350
21	23 4	12,650			480,700
22	23 5	12,650			468,050
23	23 6	12,650			455,400
24	23 7	12,650			442,750
25	23 8	12,650			430,100
26	23 9	12,650			417,450
27	23 10	12,650			404,800
28	23 11	12,650			392,150
29	23 12	12,650			379,500
30	24 1	12,650			366,850
31	24 2	12,650			354,200
32	24 3	12,650			341,550
33	24 4	12,650			328,900
34	24 5	12,650			316,250
35	24 6	12,650			303,600
36	24 7	12,650			290,950
37	24 8	12,650			278,300
38	24 9	12,650			265,650
39	24 10	12,650			253,000
40	24 11	12,650			240,350
41	24 12	12,650			227,700
42	25 1	12,650			215,050
43	25 2	12,650			202,400
44	25 3	12,650			189,750
45	25 4	12,650			177,100
46	25 5	12,650			164,450
47	25 6	12,650			151,800
48	25 7	12,650			139,150

お支払回数	お支払年・月	お支払金額			お支払後の残高
49	25 8	12,650 円	円	円	126,500 円
50	25 9	12,650			113,850
51	25 10	12,650			101,200
52	25 11	12,650			88,550
53	25 12	12,650			75,900
54	26 1	12,650			63,250
55	26 2	12,650			50,600
56	26 3	12,650			37,950
57	26 4	12,650			25,300
58	26 5	12,650			12,650
59	26 6	12,650			0

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。
消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口>　大阪第二支店
大阪市中央区安土町２丁目３－１３　大阪国際ビルディング

1827　XB013